

アプローチ及び福祉の店「アプローチ」工賃配分規程

1. アプローチ及び福祉の店「アプローチ」（以下「事業所」という。）の利用者の工賃配分については、次のとおり規定する。
2. 原則として就労継続支援（B型）事業における各種生産活動から生ずる収入に要する諸経費を差し引いた残りの額を利用者に配分する。ただし、全額を配分しないで将来に備えることがある。
3. 平成20年度日額300円の工賃を、工賃倍増計画に基づき、その実現を目指して努めてきた。平成23年度日額600円にすることにより、初期の目的を達成したこととなるが、さらに工賃の増額を目指して、生産活動の新規開発に努めるとともに、一般就労が可能となるよう利用者の能力アップを図る。
4. 工賃配分は次のとおりとする。
 - (1) ① アプローチは、平成23年度の工賃を一律日額600円とする。
 ② 福祉の店「アプローチ」の工賃は、平成23年11月1日から一律日額800円とする。
 - (2) 夏季、年末に奨励金として、各1万円を支給する。
 - (3) 毎年度末に当該年度の経営状況を勘案して、特別奨励金を支給することがある。
 - (4) 毎年実施する研修旅行の経費の一部を助成することがある。
 - (5) 年間事業計画に基づく事業（交流会、食事会等）の自己負担額の一部を助成することがある。

5. 工賃倍増計画及び今後の見通し

平成年度を基準とした工賃倍増計画及び今後の見通し

(1) アプローチ

年度別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
日額	300	400	500	600	800	1,000	1,300	1,600
差額		100	100	100	200	200	300	300
実現の有無	○	○	○	○				
奨励金等	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
特別奨励金		20,000	20,000					

(2) 福祉の店「アプローチ」(追加)

年度別				H23	H24	H25	H26	H27
日額				800	1,000	1,200	1,500	1,800
差額								
実現の有無				○				
奨励金等				20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
特別奨励金								

6. 工賃の支給は、毎月10日（その日が休日にあたる場合は、前日とする。）に現金を利用者本人に手渡すこととする。
7. この規程の施行にあたり、疑義または改訂する必要があるときは、アプローチ事業運営委員会に図るものとする。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月 1日から施行する。